

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	32	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の創設		
要望内容（概要）	<p>【制度の概要】 地方創生にとって重要な「しごと」を確保するため、地方における企業拠点の強化・拡充を行う取組みに対する支援スキームを構築し、設備投資及び雇用の促進に関する税制措置を講じる。</p> <p>【要望の内容】 法スキームで認定を受けた事業者の計画により行われる企業の地方拠点の強化に資する新規雇用の創出等を支援するために必要な税制上の措置を講じる。</p>		
関係条文			
減収見込額	精査中		
要望理由	<p>(1) 政策目的 地方から超低出生率の東京等に若者が流入することで全国的にさらに少子化が進むことや少子化対策の行政コスト等を踏まえ、人口減少対策に国を挙げて取り組む必要がある。 このため、地域における良質な雇用機会創出を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国では、これまで出生率の高い地方が低い首都圏等を補い、人口の減少幅を押さえる構造となってきた。しかし資本金10億円以上の企業の本社所在地の6割が首都圏へ集中し、地方から若年層が流出し続けた結果、地方の高齢化の加速により地方人口の再生産能力は低下し、地方経済の基盤がさらに弱体化するという悪循環現象が生じている。 この原因は、これまで公共投資や大企業の工場からの所得移転に依存してきた地方経済基盤が公共投資削減や海外展開の進展などの状況に対応できず、若年者を惹きつける良質な雇用の場を確保できていないことにある。 就業人口減少により、2030年にはほとんどの地方の経済圏でマイナス成長の予測も行われており、地域の良質な雇用の場を確保し、特に若年者の人口流出を止めるとともに、地域経済の生産性・付加価値の向上を図っていくことは喫緊の課題であり、このためには東京の国際競争力を確保しつつ、国と地方が一体となって思い切った措置を講じる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標Ⅳ 「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 ・施策大目標2 「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 ・施策中目標2-1 「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」
	政策の達成目標	地方自治体が作成する計画区域内で事業者の雇用を促進し、地域における就業機会の創出を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（平成27年4月～平成30年3月）
	同上の期間中の達成目標	政策目標に同じ
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、地域において若者にとって良質な雇用の場を生み出す企業の雇用が促進され、地方への人の流れを創ることに寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	政策効果を高める観点から、地方自治体等の主体的な取り組みと、地域に根ざした民間の創意工夫があるところに国の支援を限定するため、地域が一体となって基本計画を作成し、法手続きにより国がコミットした計画地域内での雇用を促進することで、最小限の措置で大きな効果が期待できる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	
<p>ページ</p>	<p>32 - 3</p>